鳥取県農業経営改善関係資金事務取扱要領

 一部改正 令和４年６月３０日付第２０２２０００６０２９１号

第１　趣旨

 本要領は、経営意欲と能力のある認定農業者等農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が、経営を開始する場合又は経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう農業経営改善関係資金に関する融資事務の手続について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年７月１日付14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年７月９日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）、青年等就農資金基本要綱（平成26年４月１日付25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）、鳥取県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領（平成22年11月１日付第201000109557号農林水産部長通知。以下「改良認定要領」という。）及び鳥取県農業近代化資金事務取扱要領（平成14年７月１日付14経支第344号。以下「近代化資金要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２ 農業者の手続等（基本要綱第３関係）

 次の各号に掲げる借入希望者は、基本要綱第３に定める借入希望申込書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙１の（１）又は（２））に、当該各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添付して、窓口機関に１部提出するものとする。

　 　(１)　認定新規就農者

 ア　基本要綱第３の１の（２）に定めるもの

 　イ 経営開始年月日の確認ができる書類

　 　(２)　経営主以外の農業者

 　ア　家族経営協定書（写）

　 　(３)　任意団体

 　ア 構成員ごとの(１)及び(２)の書類並びに基本要綱第３の１の（２）に定めるも

　　　　　の

 　イ 定款又は規約

　　（４）飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、

きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者

ア　基本要綱第３の１の（３）に定めるもの

　 　(５)　エコファーマー（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成１１年法律第１１０号）第５条第１項の認定農業者をいう。）

 　 ア 認定導入計画（写）

 　イ 認定導入計画認定書（写）

 ２　借入希望者が、特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合にあっては、前項の書類を提出する際に、借入申込書（基本要綱）兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式４）の提出を求めることができるものとする。

第３　窓口機関等（基本要綱第４関係）

　　基本要綱第４の４の苦情等相談窓口の設置場所は、鳥取県農林水産部経営支援課及び各地方事務所とし、苦情等相談処理簿の様式は、様式第１号とする。

第４　窓口機関、融資機関、保証機関等の手続（基本要綱第５関係）

１　窓口機関の融資相談対応等

　基本要綱第５の１の苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿の様式は、それぞれ様式第1号及び様式第２号とする。

　２　窓口機関の関係機関への通知

　　(１)　基本要綱第５の２により窓口機関が融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付するときの様式は、様式第３号とする。

　　(２)　基本要綱第５の２の（４）のアの（イ）の場合、窓口機関が推進会議に関係書類の写しを送付するときの様式は、様式第４号とする。

　　(３)　基本要綱第５の２の(４)のイにより推進会議が融資機関に審査結果を通知するときの様式は、様式５号とする。

 (４)　基本要綱第５の２の(６)により情報提供を行う際には、鳥取県に対しても行うものとする。

　３　融資機関等の審査

　　基本要綱第５の４の（３）については次のとおりとする。

 (１)　融資機関は、融資審査開始後、農業経営改善関係資金適格認定審査依頼書（様式第４号の２）に農業近代化資金利子補給又は農業改良資金貸付に係る適格認定（以下「利子補給等適格認定」という。）の審査に必要な書類を窓口機関を経由して借入希望者から徴して添付し、県の地方機関の長に、原則として窓口機関が行う融資可否通知予定日の１７日前までに送付し、審査を依頼するものとする。

 （注）審査に必要な書類とは、カタログ（又は図面）、見積書（又は工事仕様書）、補助残融資事業の場合は補助金交付決定通知書等の写しとする。

 (２)　融資機関は、借入希望者から第２の２による借入申込書兼債務保証委託申込書の提出があったときは、（１）の依頼に併せて近代化資金要領第４の利子補給承認申請の手続き又は改良認定要領第２の貸付資格認定申請の手続きを併せて行うことができるものとする。

 (３)　(１)の審査依頼を受けた県の地方機関の長は、利子補給等適格認定の要件等の審査を行い、原則として窓口機関が行う融資可否通知予定日の３日前までに農業経営改善関係資金利子補給等適格認定審査結果通知書（様式第７号）により融資機関に回答するものとする。

 (４)　(２)の利子補給承認申請又は貸付資格認定申請を受けた県の地方機関の長は、(３)の利子補給等適格認定の要件の審査に併せて、近代化資金要領第５の１の利子補給承認に係る審査又は改良認定要領第３の貸付資格認定を行い、その審査結果を融資機関に通知するものとする。

　４　融資審査結果の窓口機関への通知

 基本要綱第５の５に規定される通知の様式は、様式第６号とする。

　５　借入希望者への通知

 　(１)　基本要綱第５の６の（１）の通知の様式は、様式第８号とする。

　　(２)　基本要綱第５の６の（２）の通知の様式は、様式第９号とする。

 　(３)　基本要綱第５の６の（４）の通知の様式は、様式第１０号とする。

第５ その他

 （１）基本要綱中、「普及指導センター」とあるのは、「地方事務所及び各農業改良普及所」と読み替えるものとする。

 （２）基本要綱別紙１中、「法人化推進体制」とあるのは、「鳥取県農業会議」と読み替えるものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成１４年１２月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１５年５月２３日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１５年９月５日から施行し、平成１５年７月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１６年６月１８日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１７年５月２４日から施行し、平成１７年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年５月３０日から施行し、平成１８年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年１１月２８日から施行する。

 附　則

 この改正は、平成１９年６月２８日から施行し、平成１９年度の事業から適用する。

 附　則

 この改正は、平成２２年１１月１日から施行し、平成２２年１０月１日から適用する。

 附　則

 この改正は、平成２６年１０月１日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

 附　則

 この改正は、平成２９年１月２７日から施行し、平成２８年１２月２７日から適用する。

 附　則

 この改正は、令和４年６月３０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。